

未就学児保育料一部 貸付制度

「未就学児保育料一部貸付制度」とは

子育て中の保育士さんの就労を支援する制度です。

産休・育休から復職した保育士さん、または新たに保育所等に勤務した保育士さんのお子さんの保育料の半額を1年間貸付けます。

保育士として2年間業務に従事すると、貸付金は全額返還が免除されます。



未就学児保育料一部貸付制度の概要

目的

この事業は、国と県において、茨城県内の保育士の離職を防止するとともに、保育士資格を有しながら保育士として勤務していない人の保育所等への再就職を支援することで、保育人材の確保を図るため、未就学児をもつ保育士の子どもの保育料の一部を貸付けるものです。

※貸付金は全額補助金があてられています。

貸付対象者

令和2年度貸付対象者は令和2年1月1日から令和2年12月31日までに茨城県内の保育所等に新たに保育士として勤務又は産後休暇・育児休暇から復職した、次のアからウすべての要件を満たす人です。

ア 就職（復職）月に子どもの保育所等の利用が決定していること

※貸付の対象となる子どもの預け先が、認可外保育所の場合は該当しません。

イ 勤務を開始した日から保育士として週20時間以上勤務すること

ウ 就職（復職）後引続き2年間保育士として勤務する意思のあること

【対象とならない人の事例】

- ① 保育所等勤務先を変更（転職）したときで、実態として雇用が月単位で継続されている場合
- ② 保育士又は保育士以外の業務に従事していた従前の保育所等を退職し、1か月以上経過しないうちに保育所等で保育士として勤務する場合
【保育士以外の仕事の例】調理師、看護師、事務員、保育補助者 など
- ③ 契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続されている場合
- ④ 保育所等における雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続されている場合
【雇用形態の変更の例】パート契約から正社員への変更 など

【保育所等一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所・幼保連携型認定こども園
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・委託訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
	第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		認定こども園に移行を予定している幼稚園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

※いわゆる「無認可保育所」は対象外です。

令和2年度の貸付申請期間

令和2年4月6日(月)～令和3年1月29日(金) 【必着】

未就学児保育料一部の貸付申請期間は、就職又は復職した日から、原則として保育所等に就職又は復職した日の属する月の翌々月末まで（月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日）（必着）です。（下表参照）

ただし、令和2年12月に就職又は復職した人は、令和3年1月29日が申請期限となりますので、注意してください。

＜令和2年度申請期限＞

就職・復職月	申請期限	就職・復職月	申請期限
令和2年1月	令和2年5月29日(金)	令和2年7月	令和2年9月30日(水)
令和2年2月		令和2年8月	令和2年10月30日(金)
令和2年3月		令和2年9月	令和2年11月30日(月)
令和2年4月	令和2年6月30日(火)	令和2年10月	令和2年12月28日(月)
令和2年5月	令和2年7月31日(金)	令和2年11月	令和3年1月29日(金)
令和2年6月	令和2年8月31日(月)	令和2年12月	

※各期限日必着（厳守）で申請書類を提出してください。

不備等により期限までに申請書類がすべて揃わなかった場合は受理できませんので予めご了承ください。
また、予算上限に達した場合は、受付を終了させていただく場合があります。

貸付期間及び貸付金額（無利子）

就職又は復職した月から1年間（12か月分）の1か月あたりの保育料※の半額（上限27,000円）を貸付けます。

※市町村が発行する保育料決定通知等で金額が確認できるものに限りです。

【貸付金の対象とならないもの】

- ①一時預かり、病児保育に係る保育料
- ②私学助成の幼稚園の利用料金
- ③市町村発行の保育料以外の料金
 - ・認可外保育所に係る保育料
 - ・保育所の延長保育時間部分
 - ・幼稚園の預かり保育分の料金
- ④保育形態が不適正な保育に係る利用料金

など

【貸付金額の例】

①未就学児が2名いて、1か月あたりの保育料が1人目18,000円、2人目42,000円の場合

・1か月あたり保育料

$18,000 \text{ 円} + 42,000 \text{ 円} = 60,000 \text{ 円}$

・貸付金額

保育料の半額 $60,000 \text{ 円} \times 1/2 = 30,000 \text{ 円}$ ($> 27,000 \text{ 円}$)

→上限27,000円を適用

$27,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = \underline{324,000 \text{ 円}}$

②未就学児が3名いて、1か月あたりの保育料が1人目5,500円、2人目12,000円、3人目無料(0円)の場合

・1か月あたり保育料

$5,500 \text{ 円} + 12,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 17,500 \text{ 円}$

・貸付金額

保育料の半額は27,000円以内

$17,500 \text{ 円} \times 1/2 \times 12 \text{ か月} = \underline{105,000 \text{ 円}}$

※いずれの場合も、貸付期間中に保育料に変更が生じた場合は、その都度貸付金額は変更となります。(変更契約等を行います。)

貸付金の交付について

- (1) 申請書類等は、県社協において審査し、貸付の可否を決定します。
- (2) 貸付金を交付するには、貸付決定後に貸付契約を締結していただく必要があります。
貸付決定後、申請者ご本人が貸付制度説明会に参加し、貸付契約を締結してください。
- (3) 貸付契約締結後、申請者名義の金融機関預金口座（ゆうちょ銀行は除く）に貸付金を振込みます。
- (4) 原則として、貸付金は年4回（4～6月分を6月下旬、7～9月分を10月下旬、10～12月分を12月下旬、1～3月分を3月下旬）に分けて振込みます。ただし、初回分については、貸付契約締結後となります。

各種手続き

- (1) 申請時に、連帯保証人を1名立てていただきます。連帯保証人の印鑑登録証明書及び直近の収入を証明する市町村発行の所得証明書も用意してください。また、申請者ご本人の世帯全員の住民票、保育士証の写し、勤務先での雇用証明書、お子さんの保育料の決定に関する市町村発行の通知等が必要となります。
- (2) 返還免除となるまでの期間中は、住所・勤務先・連帯保証人等を変更するときなど、その都度、県社協へ届出が必要です。

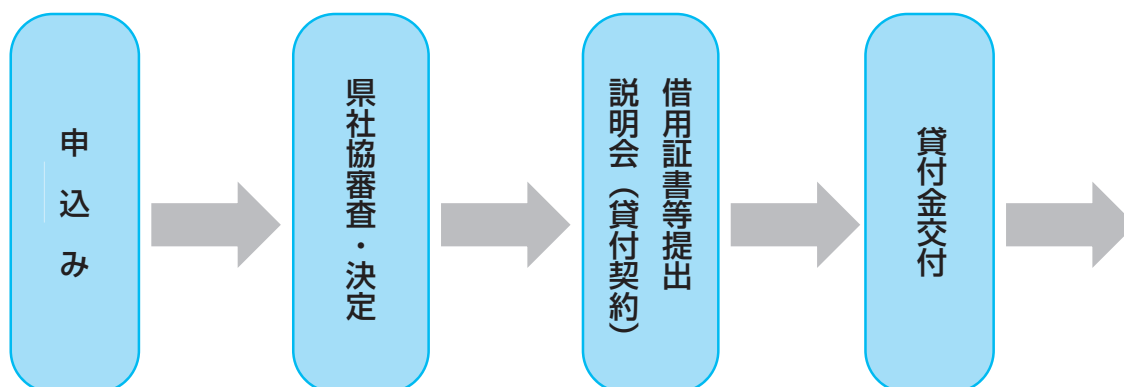
返還免除について

茨城県内の保育所等において、保育士として引続き2年間業務に従事すると全額返還免除となります。

貸付金の返還について

- (1) 返還免除となる要件を満たさない場合は、貸付金は返還となります。
- (2) 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間です。
- (3) 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払又は一括払の方法のいずれかとなります。
- (4) 期限内に返還が終了しない場合、残金に年5.0%の延滞利子が加算されます。

申込みから返還免除までの流れ

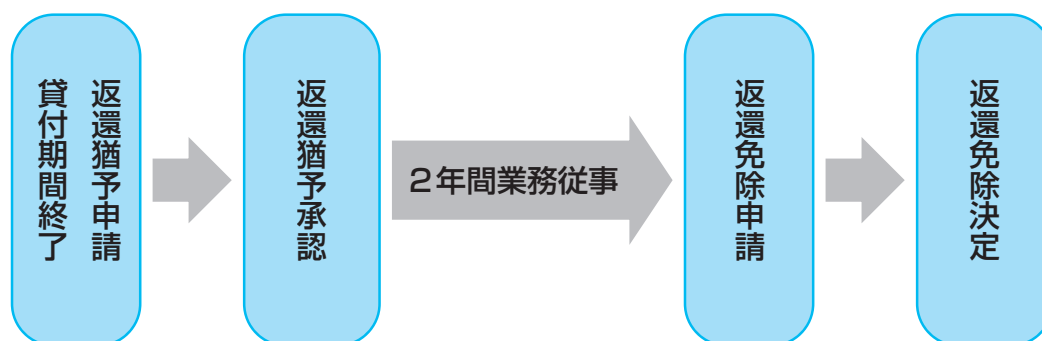


※不備なく書類を揃えて初めて受理をします。期限日以降は受け付けません。

※県社協で書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。その間約1か月程度を要します。

※説明会は毎月第4金曜日(午後)(大型連休・年末年始等、開催日に変更がある場合もあります。)に、県社協にて行います。必ずご本人が参加し、貸付契約を締結してください。潜在保育士就職準備金貸付も同時に決定している方も同様です。

※原則として貸付金は一括で指定の口座に振込みます。



※転職・転居等の変更事由が生じた場合や、返還猶予事由・返還免除事由に該当する場合には、速やかに届出・手続きを行ってください。

所定期間を満たさず保育士業務を辞めた等の場合には、「返還」となります。

返 還

Q&A

Q1. 未就学児の保育料の一部は、保育所等で働けば1年後にももらえるのですか。

この制度は、保育料の半額を貸付けるもので、給付するものではありません。
契約に基づく手続きを行い、勤務を開始した日から引続き2年間保育所等で勤務すると貸付金の返還が免除されるものです。

Q2. 正社員として勤務しないと貸付は受けられないですか。

未就学児保育料一部貸付制度の対象となる保育士又は保育教諭に従事しているのであれば、正規・非正規などの雇用形態は問いません。

Q3. 「週20時間以上」とはどういうものですか。

年間の勤務時間が実態として「週20時間以上」確保されている状態です。
例えば5時間勤務なら4日以上、4時間勤務なら5日以上など、計算上では「週20時間以上」となりますが、実態として20時間以上になっているか、勤務先に確認してください。

Q4. 未就学児の子どもが2人以上いる場合の申請はどのようにすればよいですか。

保育士1人に対する保育料（上限27,000円）の貸付となります。よって子どもの人数に制限はありません。

Q5. 第1子、第2子は保育料がかかっているが、第3子は0円でも申請書に記入した方がよいですか。

認可保育園等に在園されているお子さんは全員記入してください。また、0円のお子さんの市町村が発行する保育料決定通知書等も添付してください。（無償化対象のお子さんも含め、全員分の書類が必要となります。）

Q6. 第1子は保育所に預けているが、第2子はまだ小さいので身内や一時預かりを利用し、数か月先に入所させようと考えています。どのように申請したらいいですか。

貸付対象となるための要件は、「就職（復職）するときに子どもの保育所等利用が決定していること」となっています。

保育所を利用している第1子の保育料の申請は可能ですが、お問合せのような理由から保育所を利用していない第2子が、数か月後に利用する保育料の申請はできません。

ただし、保育所の利用を申し込んでも、「空きがない」など定数上の理由から、利用が困難な場合で市町村が発行する保育所等利用不承認の通知が届いている場合は、県社協にご相談ください。

Q7. 未就学児保育料一部貸付は、他の貸付制度と併用することはできますか。

他の都道府県で同様の貸付を受けた人は、茨城県の対象となりません。ただし、対象条件に該当すれば、県社協が実施する「潜在保育士就職準備金貸付制度」を同時に申請いただけます。

Q8. 貸付期間中に産休・育休を取得することになりました。どうしたらよいですか。

この貸付制度は原則として、就職又は復職後2年間、保育士（保育教諭）として業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付金を申請する前に、ご家族とよく相談してください。

万が一、貸付期間中（勤務開始日から1年以内）に産休・育休を取得することになり、貸付要件を満たすことができなくなった場合は、貸付金は返還となります。

Q9. 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。

転職は可能です。

貸付対象となる別の保育所等に転職し、保育士としての業務に従事する場合、月を単位として継続していることが返還免除の条件となります。月を単位として1か月以上期間が空いてしまいますと「引続き2年間」という返還免除条件に該当しなくなってしまう、貸付金の全額返還となってしまいますのでご注意ください。

Q10. 保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

保育士証が旧姓のままではご本人と確認ができません。早急に保育士証の氏名変更手続きをして、現在の氏名の保育士証の写しを提出してください。ただし、変更には時間を要するため、申込締切に間に合わない場合は、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出してください。そのうえで、氏名変更手続き終了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出してください。

令和 2 年度
未就学児保育料一部貸付申請者募集要項

① 貸付対象者

令和2年1月1日から令和2年12月31日までに、保育所等に新たに勤務した未就学児をもつ保育士（保育教諭）又は産休・育休から復職する保育士で、次の(1)、(2)いずれの要件も満たしている方が対象です。

(1) 就職又は復職した月までに子どもの保育所等の利用が決定している人

※認可外の保育所等は該当しません。

(2) 保育士（保育教諭）として週20時間以上勤務する者

② 申請期間

令和2年4月6日(月)～令和3年1月29日(金) 【必着】

上記の期間中、随時受け付けます。就職又は復職後から、原則として保育所等に就職又は復職した日の属する月の翌々月末※【必着】（下表参照）までに申請してください。

※月末が土曜・日曜・祝祭日の場合はその前の平日です。

ただし、令和2年12月に就職又は復職した人の申請期限は令和3年1月29日（金）までです。

<令和2年度申請期限>

就職・復職月	申請期限	就職・復職月	申請期限
令和2年1月	令和2年5月29日(金)	令和2年7月	令和2年9月30日(水)
令和2年2月		令和2年8月	令和2年10月30日(金)
令和2年3月		令和2年9月	令和2年11月30日(月)
令和2年4月	令和2年6月30日(火)	令和2年10月	令和2年12月28日(月)
令和2年5月	令和2年7月31日(金)	令和2年11月	令和3年1月29日(金)
令和2年6月	令和2年8月31日(月)	令和2年12月	

※各期限日必着（厳守）で申請書類を提出してください。

③ 貸付金額【無利子】

1か月あたりの未就学児の保育料の半額（月額上限27,000円）

※貸付期間中に保育料の金額が変更された場合は、貸付契約の変更等の手続きを行います。

④ 貸付期間

就職又は復職した日の属する月から1年間です。

⑤ 申請方法

未就学児保育料一部貸付を申請しようとする方は、下表の1から6の書類を揃えて、県社協へ提出してください。

【別表】申請に必要な書類等

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	未就学児保育料一部貸付申請書	第2号様式	- 証明写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。 ※連帯保証人が1名必要です。（独立の生計を営む成年）
2	世帯全員の住民票	—	- 申請者の世帯全員の住民票の原本（3か月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※<u>マイナンバー</u>及び<u>本籍地の記載</u>は不要です。
3	雇用証明書	第5号様式	※保育所等で作成してもらってください。
4	保育士証の写し	—	旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。ただし、変更に時間を要するため、保育士証書換え交付申請書の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しが必要になります。
5	未就学児の保育料を確認できる書類	—	市町村発行の保育料決定通知書等の写し
6	連帯保証人の ・印鑑登録証明書 ・所得証明書	市町村が発行するもの	- 原本で提出 3か月以内に発行されたもの

⑥ 貸付決定及び貸付契約

- (1) 提出された申請書類等を県社協で審査のうえ貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。(申請いただいても貸付できない場合があります。)
- (2) 貸付決定後は、**貸付契約の手続きが必要**です。修学資金等借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、**貸付制度説明会(毎月第4金曜日の午後実施)**に参加し、県社協へ提出してください。
- (3) 申請者の印鑑登録証明書を添付した修学資金等借用証書の提出をもって貸付契約が成立します。

⑦ 貸付金の交付

貸付金は、提出いただいた振込口座申込書に記載の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へ、年4回(6月:4~6月分、10月:7~9月分、12月:10~12月分、3月:1~3月分)交付します。

⑧ 貸付金の返還について

返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間(最長2年以内)に、月賦、半年賦の均等払、又は一括払の方法により返還していただきます。

※返還期日までに返還しなかったときは、年5.0パーセントの延滞利息が発生します。

⑨ 返還の免除等

県内の保育所等において保育士として就職(復職)し、引続き2年間業務に従事したとき、返還債務が免除されます。

⑩ その他

申請後、何らかの事情により貸付が不要となった場合は、貸付契約を解除します。貸付辞退届を提出してください。

また、保育士の業務に従事しなくなった等の場合も、貸付契約が解除されます。速やかに県社協へご連絡ください。

様式集

～未就学児保育料一部貸付制度～

申請書 記入例

チェックリスト

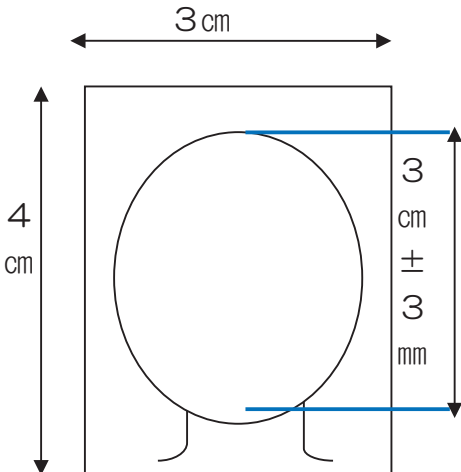
申請書

雇用証明書

※申込書類記入上の注意

- ①文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。（修正テープ（液）等の使用不可）
- ②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意ください。
- ③貸付申請書の「連帯保証人記入欄」は、必ず連帯保証人による署名捺印をお願いします。貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意ください。また、文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して、連帯保証人の実印を押し、書き直してください。（修正テープ（液）等の使用不可）
- ④鉛筆やこすると消えるボールペン（フリクション等）を使用した場合、作成し直していただきます。

※申請書に貼付する写真についての注意事項

	＜申請書に貼付する証明写真＞ 1 縁なしで、サイズはタテ 4 センチメートル、ヨコ 3 センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが 3 センチメートル（± 3 ミリメートル） 2 申請者本人のみが撮影されたもの 3 提出の日付前 6 か月以内に撮影されたもの 4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの ※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。 ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの イ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームでかくれている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等） ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの エ 平常時の相貌と著しく異なるもの
---	--

<記載例>

※記載した内容を訂正する場合は、訂正箇所には二重線を引いて、二重線上に申請者印を押印して訂正してください。

未就学児保育料貸付一部申請書

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様
(申請日) 令和 2年 4月 10日

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、未就学児保育料の一部貸付を受けたので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】		※貸付番号及び貸付開始年月(県社協記入欄)	
申請者が借書(自筆)で丁寧に記入ください。		令和 年 月	(写真)
(フリガナ)	イバラキ ハナコ	性 男・女	縦 4 cm×横 3 cm
申請者氏名	茨城 花子 (印)	別	
生 年 月 日	昭和・平成 61年 11月 3日	年齢	33 歳
申請者住所	〒 311-0105 茨城県那珂市菅谷〇〇番地の〇 シャーイ201号室 電話番号 090 (1234) 5678		
就 職 施 設	(施設の名称) 社会福祉法人 △△会 □□□□保育園 (施設の所在地) 〒 310-8586 茨城県水戸市千波町〇〇〇〇 電話番号 029 (350) 8366		
従事業務及び業務開始日等	☐ 新規雇用 ☒ 産後休暇(育児休業)復帰 令和 2年 4月 1日から 1日あたり勤務時間 7時間 30分/1週間あたり勤務日数 5日間		
保育士登録日	従事する業務 ☒ 保育士 ・ ☐ 保育教諭 平成 19年 3月 31日		
未 就 学 児 の 状 況	氏 名	性別	生年月日
	茨城 太郎	男	(H) R 26年 7月 31日
	茨城 華	女	(H) R 31年 1月 22日
無償化対象のお子さんも記入してください。(決定通知書も添付)		H・R	年 月 日
1か月あたり保育料合計(4月～3月) 40,000円・(月～月) 円		保育料(月額)	
貸付申請金額	月額(4月～3月) 20,000円・(月～月) 円	入所保育所等	保育料(月額)
返 還 方 法	月 賦 ・ 半年賦 ・ 一括	年齢	5 歳

年号	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。
平成	19	3	(学歴) △□□□□大学 ○×等科 卒業
			(職歴) 直近の3か所を記入してください。
平成	19	4	株式会社××××× 入社
平成	23	3	株式会社××××× 退職
平成	23	4	社会福祉法人 ▼▼会 ■■■■保育園 入社
平成	30	12	社会福祉法人 ▼▼会 ■■■■保育園 退社
令和	2	4	社会福祉法人 △△会 □□□□保育園 入社
平成	19	3	(資格) 保育士資格 幼稚園教諭2種資格 取得
			(賞罰) なし
			資格・賞罰も忘れずに記入ください。
申請者	続柄	氏 名	年齢
本人	本人	茨城 花子	33
夫	夫	茨城 一郎	37
子	子	茨城 太郎	5
子	子	茨城 華	1
		同居・別居	勤務先・学校等
		同居・別居	□□□□保育園
		同居・別居	(株)◇◇会社
		同居・別居	○△保育園
		同居・別居	○△保育園
		同居・別居	

【連帯保証人記入欄】 ※必ず全て連帯保証人の方が自筆で記入してください。

上記の申請に対し、未就学児保育料の一部の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

フリガナ	イバラキ イチロウ	実印	性 別	申請者との関係
氏 名	茨城 一郎	(実印)	男・女	夫
生年月日	昭和・平成 58年 3月 4日	年齢	37 歳	
住 所	〒311-0105 茨城県那珂市菅谷〇〇番地の〇 シャーイ201号室 電話番号 029 (987) 6543			
勤 務 先 等	株式会社◇◇◇◇ □□支店 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 123-4 電話番号 029 (765) 4321			
年収(税込額)	4,567,890円	雇用形態	☒ 正規 ☐ パート ☐ その他	

※連帯保証人は実印を押印すること。
※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること。
※A3月紙で提出すること。

未就学

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

令和2年度未就学児保育料一部貸付申請チェックリスト

保育所等 氏名

【記載内容確認チェック】

内容			チェック	備考
1	第2号様式 【申請者記載欄】	すべて記入した	☐	申請者 直筆のこと
2		押印した	☐	
3		未就学児の状況を記載した	☐	
4		申請金額は正しい	☐	
5		家族の状況等を記載した	☐	
6	第2号様式	すべて記入した	☐	連帯保証人 直筆のこと
7	【連帯保証人記載欄】	押印した（実印）	☐	

注）直筆できない理由がある場合は、県社協までご相談ください。

【提出書類チェック】

内容		チェック	備考
1	申請チェックリスト（本紙）	☐	
2	第2号様式（未就学児保育料一部貸付申請書）	☐	
3	申請者の世帯全員の住民票（世帯主・続柄の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載がないもの）	☐	原本で提出 発行から3か月以内
4	第5号様式（雇用証明書）	☐	保育所等で作成
5	保育士証の写し（現姓名分）	☐	5か6 どちらか
6	保育士証の写し（旧姓名分） 変更手続き用紙両面（裏面領収書あり）の写し	☐ ☐	
7	未就学児の保育料を確認できる書類	☐	
8	連帯保証人 印鑑登録証明書 所得証明書等	☐ ☐	原本で提出 発行から3か月以内

【その他】

- ・県社協にて、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
- ・同時に潜在保育士就職準備金貸付を申請する場合も、それぞれに書類の添付が必要です。

未就学児保育料一部貸付申請書

(申請日) 令和 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、未就学児保育料の一部貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】		※貸付番号及び貸付開始年月(県社協記入欄)		(写 真) 縦 4 cm×横 3 cm	
		令和 年 月			
(フリガナ) 申請者氏名		性 別	男 ・ 女		
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 齢 歳			
申 請 者 住 所	〒 ー 電話番号 ()				
就 職 施 設	(施設の名称) (施設の所在地) 〒 ー 電話番号 ()				
従事業務及び 業務開始日等	☐ 新規雇用 ☐ 産後休暇(育児休業)復職 令和 年 月 日から 1 日あたり勤務時間 時間 分／1 週間あたり勤務日数 日間 従事する業務 ☐ 保育士 ・ ☐ 保育教諭				
保育士登録年月日	平成 年 月 日				
未 就 学 児 の 状 況	氏 名	性別	生年月日	年 齢	入所保育所等
			H・R 年 月 日	歳	
			H・R 年 月 日	歳	
			H・R 年 月 日	歳	
	1 か月あたり保育料合計 (月～ 月) 円 ・ (月～ 月) 円				
貸付申請金額	月額 (月～ 月) 円 ・ (月～ 月) 円 (27,000 円以内)				
返 還 方 法	月 賦 ・ 半年賦 ・ 一 括				

申 請 者 の 履 歴 ・ 賞 罰 等	年号	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて記載すること。		
申 請 者 の 家 族 の 状 況	続柄	氏 名		年齢	同居・別居	勤務先・学校等
	本人				☐ 同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、未就学児保育料の一部の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連 帯 保 証 人	フリガナ			実印	性 別	申請者との関係
	氏 名				男・女	
	生年月日		昭和・平成 年 月 日 年 齢 歳			
	住 所		〒 ー 電話番号 ()			
	勤 務 先 等	名 称				
		所在地	〒 ー 電話番号 ()			
	年収(税込額)		円	雇用形態	☐ 正規 ☐ パート ☐ その他	

※連帯保証人は実印を押印すること。

※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること。

※A 3 用紙で提出すること。

雇 用 証 明 書

令和 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

保育所等の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

印

下記の者は、当施設（事業）における下記の業務に従事する者であることを証明します。

1 貸付金申請者

（フリガナ）

氏 名

現 住 所 〒

2 保育所等の種類（該当する施設に✓を付けてください。）

- ☐ 保育所 ☐ 保育所型認定こども園 ☐ 幼保連携型認定こども園
☐ 幼稚園型認定こども園 ☐ 幼稚園（一時預かり） ☐ 小規模保育事業
☐ 家庭的保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業
☐ 企業主導型保育事業 ☐ その他（ ）

3 勤務先名

4 就職・復職確認（該当する方に✓を付けてください。）

※潜在保育士就職準備金申請者は新規雇用のみとなります。

- ☐ 新規雇用 ☐ 産後休暇（育児休暇）復職者

5 雇用開始年月日及び勤務時間等（産後休暇（育児休暇）復職者は復職日を記載）

- ・雇 用 開 始 日 … 令和 年 月 日
・1日あたり勤務時間 … 時間 分
・1週間あたり勤務日数 … 週 日間

6 職 種 （該当する職種に✓を付けてください。）

- ☐ 保育士 ☐ 保育教諭

※切り取って封筒に貼り、書類の提出等に使用してください。

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
（潜在保育士復職支援）

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
（潜在保育士復職支援）

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
（潜在保育士復職支援）

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
（潜在保育士復職支援）

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
（潜在保育士復職支援）

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
（潜在保育士復職支援）

お問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 3 階

TEL : 029-350-8366 / FAX : 029-244-4652

（平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで）

※土日・祝及び年末年始は休みです。

ホームページ <https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

又は

茨城県社会福祉協議会 潜在保育士就職準備金

検索

茨城県社会福祉協議会 未就学児保育料一部貸付

検索



地図アクセス



- バス …… JR 水戸駅北口 6 番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車（乗車時間 約 20 分）。
- 車 …… 常磐自動車道水戸ICから国道50号バイパスを大洗方面へ約10km。または、北関東自動車道水戸南ICから国道50号バイパスを笠間方面へ約7km。